

吹田市水道部「4週8休工事」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を目指すため、建設業界における若手技術職員の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりの支援として「4週8休工事」の積極的な推進に取り組むことを目的とし、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 4週8休 原則、土日・祝日を休日とするが、対象期間内において4週8休以上の現場閉所が確保されている状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日から完成通知日までの期間とする。ただし次に掲げる期間は対象期間から除く。
 - ア 準備期間
 - イ 跡片付期間
 - ウ 年末年始休暇（6日間）
 - エ 夏期休暇（3日間）
 - オ 工場製作のみを実施している期間
 - カ 工事全体を一時中止としている期間
 - キ 発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）
- (3) 現場閉所 工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（資料整理等）も含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。

(対象案件)

第3条 原則として、令和6年4月1日以降に入札手続（公告又は指名（随意契約を含む））を行う水道部が所管する設計金額1,000万円以上かつ対象期間が4週間以上の工事とする。ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

- (1) 単価契約工事や維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事）
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等）
- (3) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事（学校の夏休み期間中の工事等）

- (4) 前各号に掲げるもののほか適切でない認められる工事
- 2 本体工事と同様の条件にて施工する必要がある追加、附帯工事等については、規模等に関わらず本体工事に準ずることとする。
- 3 対象案件や発注方式等については公告文、入札説明書、特記仕様書等に明記するものとする。

(内容)

第4条 「4週8休工事」を実施する内容については、次のとおりとする。

- (1) 4週8休工事においては、4週8休に取り組むことを指定し、労務費等の補正を行い当初設計金額を算出する。ただし、4週8休の達成が見込まれない場合は、その達成状況に応じて変更契約を行う。
- (2) やむを得ず休工日に作業する場合は振替休工日を取得し、対象期間中に4週8休相当の現場閉所日を確保すること。
- (3) 本要領に定めのない事項については、大阪府都市整備部「4週8休工事実施要領」及び「週休2日促進工事実施要領」を準用するものとする。ただし、水道施設整備に関する工事の補正係数については、水道事業実務必携に基づき計上を行う。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。